

「ユースエール認定企業」になりませんか！

○従業員が集まらない!!

地域の雇用環境が改善するにつれ、「従業員が集まらない、応募がない」と言う企業からの声が聞こえてきます。

平成28年9月の雇用統計では、有効求人倍率が1.47倍、特に倍率の高い津所管内では1.93倍と、県下では79ヶ月連続して上昇している事が判ります。人手不足感は今までに無く高まっています。

正社員の有効求人倍率は一般より低いものの、0.88倍と、これも上昇傾向にあり、企業の将来を担う基幹従業員を確保したい企業は増えています。

○ハローワークでの取り組み

求人情報を検索するには、ハローワークに求人閲覧専用端末を設置しており、またインターネット経由で求人情報を検索出来る厚生労働省のサイトもあり、求人募集の際の条件は求職者求人者とも一定確認出来る環境を提供しています。県下のハローワークでは、申し込みのあった求人に対して、登録のある求職者の中から、能力経験等を精査しながら、マッチしそうな人をピックアップして求人情報を提供し、併せて職業相談を行い、求人求職双方を近づけるマッチングを行っています。また、退職して間が無い求職者には積極的な職業相談を行いながら、早期再就職が出来るよう支援を行っています。

求人申し込み後、一定期間内に応募者が無い場合は、同業他社等の求人条件を参考に募集条件等の修正を検討して、求人の要件を緩和する等の提案を求人者に行います。この外にも地域の実情の沿った種々のサービスを提供して、企業の要望に応えます。

○企業情報の発信手段

企業の情報といった、求人以外の情報を発信する手段は企業独自ホームページの公開が多いのですが、独自HPを持たない企業もあり、情報発信に悩む企業は少なくないと思われれます。その様な企業を支援し、広く情報発信を行う事を目的に、厚生労働省では平成25年から「若者応援宣言企業」とする企業情報（写真有り）を本省HPに公開して、独自HPを持たない企業の情報発信の一助としています。昨年10月からはこれのプレミアム版となる「ユースエール認定企業」を設定して、企業の情報発信の強化を支援しています。これは、国の政策課題に合致した取り組みであり、人材確保で悩む企業の方はご一考下さい。詳細は該当リーフレットをご参照下さい。


ユースエール企業は若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な中小企業です！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度が平成27年10月からスタートし、三重では現在4社認定しています。

認定した企業に対して情報発信を後押しすることなどによって、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

「ユースエール認定企業」として認定を受けると、このようなメリットがあります

ユースエール認定企業は次の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで重点的PRを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」にも企業情報を掲載しますので、貴社の魅力をアピールできます。	
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待できます。	
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マークを、商品や広告などに付けることができます。認定マークの使用で、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。	 <認定マーク>
4	若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算	若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成金を活用する際、一定額が加算されます。 ①キャリアアップ助成金 ②キャリア形成促進助成金 ③トライアル雇用奨励金 ④三年以内既卒者等採用定着奨励金	
5	日本政策金融公庫による低利融資	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）において実施している「地域活性化・雇用促進資金（企業活力強化貸付）」を利用する際、基準利率※から-0.65%での低利融資を受けることができます。 ※ 平成28年4月1日現在：中小企業事業1.30%、国民生活事業1.85%。 ※ 適用利率は、資金使途、返済期間、担保の有無、信用リスクなどに応じて異なる利率が適用されます。 ※ 地域活性化・雇用促進資金（企業活力強化貸付）の詳細は、以下のURLをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/17_tiikigiyou_m_t.html	
6	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されました。 ※ 公共調達における加点評価の仕組みは、原則平成28年度中に開始。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められます。	

* 認定企業になるためには認定基準が決まっていますので、裏面参照又は管轄のハローワークまでお尋ね下さい。



このような企業が認定企業になることができます

次の認定基準を全て満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）であれば、認定企業となることができます。

<認定基準>

1	学卒求人※1など、若者対象の正社員※2の求人申込みまたは募集を行っていること	
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること	
3	右の要件をすべて満たしていること	<ul style="list-style-type: none"> ・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること ・直近3事業年度の正社員として就職した新卒者等のうち同期間に離職した者の割合が20%以下 ・前事業年度の正社員の所定外労働時間の平均が20時間以下または正社員のうち週労働時間が60時間以上の者の割合が5%以下 ・前事業年度の正社員の有給休暇の付与日数に占める取得日数の平均が70%以上または取得日数の平均が10日以上 ・直近3事業年度において、男性労働者の育児休業などの取得者が1人以上または女性労働者の育児休業等の取得率が75%以上※3
4	右の青少年雇用情報について公表していること	<ul style="list-style-type: none"> ・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、35歳未満の採用者数・離職者数 ・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定などの制度の有無とその内容、平均勤続年数、役員・管理職の女性割合 ・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別） <p>注、ユースエール認定後に労働省HPで公開される事で、独自HPを持たなくとも公表出来ます。</p>
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと	
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと※4	
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと	
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと	
9	暴力団関係事業主でないこと	
10	風俗営業等関係事業主でないこと	
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと	
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと	

※1 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。

※2 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいいます。

※3 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」（子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業）を取得している企業については、くるみんの認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。

※4 3、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。